

京都さつきNEWS

Vol. 8

京都さつき法律事務所報 第8号 2006(平成18)年8月1日発行
発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河ニビル4階
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp
編集責任者 山下信子



暑中お見舞い申し上げます

2006年盛夏 京都さつき法律事務所一同

近況報告

弁護士 山下信子

■今年前半の講師活動

3月初めに「ケースワークの法律知識～実践編」京都市の福祉職員対象にもう永年続けている研修です。

同じ3月に、京都弁護士会の

研修「外国人の刑事弁護について」の講師でした。弁護士会の研修の講師に選ばれるのは名誉なことです。今までの経験を総ざらいして、刑事弁護と入管手続の交錯する分野を講義しました。姫田行政書士会会長も相講師でした。

4月末には、京都の青年税理士連盟、青年司法書士会、青年法律家協会の勉強会で「CSR～企業の社会的責任と専門家の説

明責任」の講師。昨今、中小企業においても、企業の社会的責任や個人情報保護法の相談が増えています。顧問会社の幹部対象に行った研修のレジュメを近時の情勢を踏まえて、専門家向けに改訂しました。

■名付け親

依頼者に赤ちゃんが生まれました。両親とおねえちゃんから、「名付け親になってもらいたい。」



と頼まれ、心を込めて命名しました。自分の子のときにも読まなかつた姓名判断の本も読みました。

ひところ新聞を賑わせた事件のように、強制送還で母子が別れ別れになるかもしれない入管事件。スリルと心配の連続でしたが、法務大臣の在留特別許可を得て親子で暮らせるようにな

りました。

ここまで深くひとつの家族の命運に関わったのも、名付け親になったのも初めてのこと。幸せを願わずにおれません。おねえちゃん、あかちゃん、元気がかしい子になって、おとうさんとおかあさんを助けてあげてね。

■「ゲートキーパー」法案

ずばり、弁護士から警察への依頼者密告制度です。マネー・ロンダリング対策やテロ資金対策のため、その疑いがある取引に立ち会うなどした弁護士や公認会計士などに警察に密告することを義務づけようとする法案が浮上っています。

しかし、このような法律がで

きると、弁護士の「守秘義務」の範囲について、捜査機関との間で異なる解釈を生じ、守秘義務は脅威にさらされます。

弁護士の守秘義務とは、依頼者、相談者の秘密を守る義務です。これがあるから市民は安心して有利なことも不利なことも弁護士に相談できますし、弁護士は適法適切なアドバイスをすることができます。守秘義務は、弁護士と依頼者の信頼関係の根幹です。また、弁護士が「警察のスパイ」になるようなことになれば、国家から独立して仕事をするのができなくなります。

たいへんな問題なので、日弁連あげて反対の署名活動をしています。みなさまぜひ、ご協力ください。

さつきで弁護士実務修習

楽しかった京都生活

K 修習生

毎朝出勤すると、既に信子先生は臨戦態勢。挨拶しても「うん、おはよう…」とぼそぼそとキーボードに向かうのみ。その集中力の高さは驚くべき。事件は全力投球、かつ2児の母である先生にとって集中できる時間に集中する時間活用のうまさは天下一品です。

お昼の時間帯になると、朗らかな顔で「お昼どこに行こうか。」と修習生に声を掛けてくれます。思わず私は、今日はパスタがいいなと切り返してしまいます(しかし、私の修習中は忙しくて起案が終わらず、お弁当の日々が続く…。それも、大阪裁判に向かう京阪の車中で)。

法廷に行けば、にこやかに裁判官と会話しながらときにすばつと言う。相手方弁護士には「先生が相手かあ。」と苦笑いされるしぶとい書面を書き上げる。国を相手の訴訟では、大人数がひしめき合った会議室で率先して訴訟をリードする発言。その度胸には感服です。

夜は、家庭があるためなかなかお酒にはつきあえない信子先生ですが、たまに行くと「何でもたのみや。」と貧しい修習生の食生活をいたわってくれる。

私はいつも「あの、もうちょっとおなかすいてるので」と最後の一品を注文していました。

さらに、さつき法律には既に欠かせない内村先生。どんな無理そうな依頼でも、「まあ、やりましょか。僕らがやるしかないじゃないですか。」と京都北部の事件を持っているにもかかわらず、さらに頑張ろうという心意気。一見穏やかそうな風貌からは計り知れない情熱を持っています。

こんなさつき法律事務所で、1ヶ月半修習生活が出来て幸せです。信子先生には、女性弁護士としてどのように仕事をしていったらいいのかその情熱などたくさんのことを学びました。

楽しくない研修所生活

K 修習生

1年間の京都での実務修習を終え、6月末から司法研修所で

金利引き下げいよいよ大詰め

弁護士 内村和朝

弁護士登録して、約9ヶ月が過ぎましたが、事件の中で多いのが、クレジット・サラ金に関する事件です。クレジット・サラ金の金利規制を定めた法律は2つあり、1つは出資法（これに反すると刑事罰が科せられます）、もう1つは、利息制限法（これは、民事効をさだめています。利息制限法の上限金利を超える金利をとってはいけないということです）です。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、サラ金は、利息制限法の規制金利（年15%～年20%）を超える金利（刑事罰を

科せられる出資法の規制金利の下限ギリギリである年29.2%の金利を約定で定めているところが大半です。）を取得しています。例えば、サラ金から50万円を借りると、1年後には、元金と利息を併せて、64万6,000円を返済しなければならないのです。

上限金利をめぐる問題については、自民党・金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会での議論が白熱しており、貸金業の金利規制につき、同小委員会は、6月15日、出資法の上限金利（現行、年利29.2%）を引き下げ、利息制限法の利率に一本化



することで概ね合意しました。これは、新聞各紙で報道され、皆様もご存知の事と思います。

ただ、同小委員会の議員の中には、貸金業界の意向を受けて、上限金利引下に消極論を唱える議員もおり、むしろ、現行利息制限法の上限金利を引き上げ、出資法の上限金利を中間的な水準（年利、23%～25%）での引き下げにとどめ、政治的決着をはかる動きもあります。

このように、今後、上限金利の引き下げ幅の点において、貸金業者側の抵抗が予想され、依然、予断を許さない情勢です。そのため、日弁連では、国会議員等に働きかけるため、署名活動をしています（署名にご協力ありがとうございました）。

■電話リース被害弁護団が結成されました

昨今個人事業者をねらい打ちにした、電話リース被害が増えています。そこで、京都弁護士会の有志にて、電話リース被害対策弁護団が結成され私も参加しました。

表紙の写真は交通事故の現場検証に行ったときの宿泊先にて。前夜雨の中を走り回り、疲れてボロボロの山下と一晚で回復した若者たち。

の後期修習が始まりました。木曾さんが、楽しかったさつき事務所生活を書いてくれたので、僕は、楽しくない研修所生活についてお伝えしたいと思います。

僕たち司法修習生は司法試験に合格後、1年半の修習をしなければなりません（医者インターンみたいなものです）。最初と最後の3ヶ月を埼玉県にある司法研修所で、間の1年を全国各地で（僕を含む54人が京都でした）修習します。

後期修習では最後に通称2回試験という卒業試験があるので、クラスの空気が張りつめていて、精神的にまいります。そんなとき、菅さんの天使のような笑顔と三澤さんの仏のような笑顔が恋しくなります。

また、今はW杯期間中であるにも関わらず、寮の部屋にテレビがない上、2回試験に向けて

の勉強で、ほとんど見る事ができません。ああ、内村先生とのサッカー談義は楽しかった。

そして、なんと言っても一番の違いは、山下先生との素敵な、まるで恋人同士のデートのようなお昼ご飯の時間が、机に座って起案（テストみたいなものです）をしながらのおにぎりに変わったことです。研修所に帰ってきて山下先生に「京都が恋しいです」とメールしたところ、「そのうち京都の漬け物でも送ってあげるから、がまんがまん勉強なさい」という優しい返信がきて、ほろりと涙してしまいました。

2回試験合格をさつき事務所の皆さんに報告できるよう、つらく、苦しく、切ない後期生活をなんとかがんばって乗り切っていこうと思います。

事務局のまど

朝の和み



家の近くの小学校の植え込み。丹精に手が入っていて、春先から秋まで花

三澤孝一 事務員

が絶えません。現在はヤブカンゾウから向日葵に移り変わるところ。ちょっとした朝の和みになっています。

さつきシネマ菅 菅佐知子 事務員

事務局の菅さんは、実は映画通。年間100本以上を見、自宅にはホームシアターまであります。そこでさつきニュースの箸休め(?)に、シネマエッセイを連載したいと思います。名付けて「さつきシネマ菅」をどうぞよろしく(山下)。



ということですが、今回からこの様な欄を割いて頂きました。タイトル負けの拙い内容ですが、どうぞ宜しくお願いします。

を考えました。心には誰にも触れられないものがあり、希望がない人は生きてはいけない、との主人公の言葉に、先が見えぬ中で希望を持つとはどういう事だろうと考えました。

第1回目にあたり(本当に連載されるのかしら)何を書こうか迷いましたが、思い出の1本について書きたいと思います。「映画っていいものなんだ!」と教えてくれた「ショーシャンクの空に」という映画です。

刑務所以外では生きていけない老人、主人公のある行動、それら全てを越えて、ラストシーンの「青」に、気付くと涙を流していました。悲しくないのに泣くのは生まれて初めて事だったのです。観たことがない人には是非お勧めします。

初めて観たのは中学生の頃、新聞テレビ欄記事を見、父親にこの映画を観たいからチャンネルを変えないでと頼んで観始めました(菅家では父親にチャンネル権があるのです)。

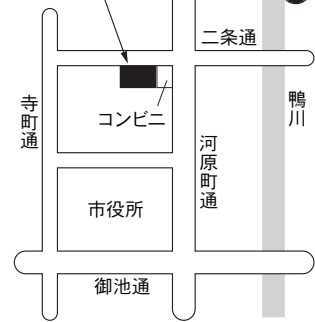
さて、小説が映画化されると映画を先に観る私ですが(ショーシャンク〜もそうです)、話題のダヴィンチコード、ようやく先日観に行ってきました。これでとっておいた文庫本を読めるなあとこの頃です。

無実の罪で終身刑に処され、刑務所へ送られる主人公にすぐ引き込まれました。屈辱を味わっても、それでも生きて行かなくてはならない。M・フリーマンのナレーションが耳に残り、自由とは何か、生きるとは何か



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所 (河二ビル4階)



河原町通二条の交差点を西に入り、南側2軒目のビルの4階です。コンビニのあるビルの隣、立体駐車場(有料)のあるビルです。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、事務所ビルの有料立体駐車場か他の駐車場をご利用ください。

〒604-0931
京都市中京区河原町二条西入る
河二ビル4階
京都さつき法律事務所
電話 075-257-3361
FAX 075-257-3371

編集後記

いつもは、どうやってスペースを埋めようと悩む、編集作業ですが、今回は、執筆者が増え、逆にどうやって、みんなの原稿を削らずに載せようと悩んだ次第です。

今回は、菅さんの映画特集、修習生の実務修習の感想も加わり、法律から映画まで幅広い話題をカバーする「さつきニュース」となりました。

今回は、年末?に発行予定です。次回、年末?に発行予定です。皆様ご期待下さい。(内)

※ ※ ※

誠に勝手ながら、14・15・16日は事務所は閉めさせていただきます。